

京都市上下水道局告示第59号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成27年12月24日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

京都市南区東九条西明田町34番地13

矢島工業

代表者 矢川 豪庸

2 廃止年月日

平成27年12月4日

(上下水道局水道部給水課)